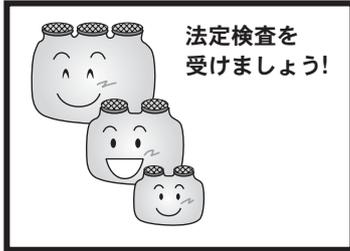


環境月間、各地で広報活動

さまざまな環境活動を実施しました。
6月1日～6月30日

【オーロラビジョンでのPR】

6月1日～6月10日の間、徳島駅前オーロラビジョンにて、検査機関としての県環境技術センターのCM広告を放映しました。



【環境の日の啓発活動】

6月5日

6月5日(日)の環境の日に、JR徳島駅前で当法人CMを放映中のオーロラビジョンの付近で、県環境技術センターみずすまし隊を中心とした職員12名が、午前11時から浄化槽の維持管理及び合併浄化槽への転換PRのため、駅前を通る人を対象にパンフレット等1,000部を配布した。

パンフレットには、浄化槽クイズの返信はがきを同封し、正解者の中から抽選で20名の方にクオカードをプレゼントする。



阿南・美馬で広報活動

パンフレットを配布し適正な管理を呼びかけ

南部県民局 6月16日

阿南・美馬で環境月間の広報パレードを行った。

まず、6月16日は南部総合県民局で出発式を行ったが、あいに



くこの雨にもかかわらず、南部県民局から3名、阿南市役所から3名、センター役員・会員、職員など合計37名が参加した。雨だったこともあり、出発式は県民局2階会議室において行われた。

まず、松原会長の開会挨拶の後、田岡拓也県民局局長及び岩浅阿南市長からご挨拶をいただき、大坂会計理事が出発のかけ声を宣言、その後、一同が玄関へ移動し、広報車6台の出発を拍手で見送った。

啓発担当の参加者は「那賀川道の駅、アピカ、フジグラン」の3ヶ所に移動し各自担当の場所でパンフレット及び王子製紙から寄附していただいたティッシュ等530部を配布し、適正な維持管理と法定検査の受検を呼びかけた。

西部県民局でも実施

6月21日

また、西部県民局管内の広報パレードは6月21日に行われた。

当日は、雨にもかかわらず、県民局、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市より浄化槽担当者ら11名及びセンター会員役員など22名、計33名が参加した。

まず出発式では、松原会長が開催挨拶をし、続いて、ご参加された、来賓の牧田久美馬市長及び西部総合県民局森岡智也部長からご挨拶をいただいたあと、県民局、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市の広報車4台とセンター3台の計7台の広報車に分乗し、管内を広報巡回し適正な維持管理を呼びかけた。

出発式の後には、参加者が、フレスポ阿波池田、パルシー、貞光ゆうゆう館の3ヶ所に分かれ、適正な維持管理や検査のパンフレット及びティッシュ(王子製紙から寄附)など900部をショッピングセンターなどを訪れる方に配布し、啓発を行った。



上勝町では 植林下草刈りボランティア

小松島会員、職員も多数参加 6月4日

環境月間の6月4日(土)、小松島地区会員が中心となり、勝浦川上流の上勝町に旧支部が3年前に植樹した桜やクヌギなど広



葉樹の苗木の維持管理作業を実施した。

当日、会員さんは、それぞれが草刈り機などを持ち寄り、朝早くから足場の悪い急斜面に生い茂った雑草を、汗だくになりながら丁寧に刈り取っていった。また、午後からは、森清浄社社長らと職員ら10名が参加、それぞれが草刈り鎌を手に、ボランティア活動に気持ちのいい汗を流した。



人海戦術が功を奏し、また、回を重ねるごとに作業にも慣れてきたためか以前とは比べものにならないほど作業が順調にはかどり、草に覆い隠されていた苗木がみるみるうちに顔を出し、どんよりとした梅雨空に、大きく背伸びをするように、精一杯枝を広げていた。

最後に松原会長が、『皆さんの協力により、苗木も順調とは行かないが少しずつ大きくなっている。公益法人として、また水を守るセンターとして、このような活動を積極的に行い、社会的使命を果たしたい』と挨拶、旧小松島支部の会員さんらは、勝浦川の清流を守るため今後も定期的実施したいと話していた。

一括契約で兵庫県視察

県環境技術センターの原岡局長と川人次長は、6月10日、(社)兵庫県水質保全センターに城戸常務理事と長谷川次長を訪ねた。

法定検査の受検率の向上に有効な一括契約の方法を模索しているなか、兵庫県で実施されている設置時に適正施工から100%管理までを徹底するためのシステムを勉強した。

浄化槽の製造者・工業者・保守点検業者・清掃業者それぞれの業務の責任体制が明確であり、工事及び維持管理も適正に行われている。

今後、兵庫県のシステムを参考にし、徳島県での適正な施工及び維持管理を確保するシステムの構築を検討していきたい。



埼玉県が生活処理率100%へ 全国トップレベルの補助制度を創設

埼玉県は、県土に占める河川の割合が3.9%と全国1位の川の県といわれている。しかし、人口の多い県南部などでは水質の汚濁が進み、ドブ川化した河川を目にすることも珍しくない。このため、上田清司知事は、「川の国埼玉」をスローガンとして河川の再生に取り組み、今年度を「浄化槽元年」と位置づけて新たな一歩を踏み出した。

生活排水処理率100%を目指し、浄化槽を整備の中心に据えた生活排水処理施設整備構想を策定。あわせて浄化槽補助制度を全国トップレベルに拡充した。これまで個人が負担していた配管工事費にも補助を行うなど設置する住民の負担を軽減することで、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促していく。

具体的には、厳しい財政状況の中で最大限に投資効果を高めるため、補助対象の重点化を図り、補助対象を単独又は汲み取りから合併への転換に限定した。

23年度は予算額を昨年度1億9,471万円から2倍以上の4億1,261万円に大幅に増額、4つのメニュー(図1参照)を用意し、年間1,230基の転換を見込む。

このほか水環境課の内部に維持管理の専門組織として法定検査の受検率向上に取り組む「浄化槽普及促進担当(副課長以下5名)」を立ち上げた。

<環境情報2011. 5. 1 No.592より>

図1

個人設置への支援策										
(1) 浄化槽整備促進事業 (配管費補助)										
配管費10万円/基を補助										
新規補助										
〈単独槽処分費〉		〈配管費〉		〈本体・工事費〉						
県	個人	県	個人	個人		市町村	県	国		
60千円	40千円	100千円	100千円	505千円		1/3	1/3	1/3		
(2) 重点転換地区提案事業										
重点的に転換する地区の計画を市町村が提案し、県が承認した地区には配管費20万円/基を補助										
新規補助										
〈単独槽処分費〉		〈配管費〉		〈本体・工事費〉						
県	個人	県		個人		市町村	市町村	県	国	
60千円	40千円	200千円		505 - α千円		+ α	1/3	1/3	1/3	
(3) 環境保全特別転換地区指定事業										
希少動植物(条例22種)の保護や河川環境基準の早期達成などを目的に市町村(一定の地区)を指定当該地区については、(2)に加え本体・本体工事費(市町村の上乗せ額と同額)を補助										
新規補助										
〈単独槽処分費〉		〈配管費〉		〈本体・工事費〉						
県	個人	県		個人		県	市町村	市町村	県	国
60千円	40千円	200千円		505 - 2α千円		+ α	α千円	1/3	1/3	1/3
市町村整備型への支援策										
(4) 市町村整備型導入促進事業										
(1)市町村整備型実施市町村を対象に単独処理槽の処分費10万円/基及び配管費20万円/基を補助										
(2)新たに市町村整備型を導入する市町村を対象に、初年度に限り(1)に加え本体・本体工事費の一部を補助										
新規補助										
〈単独槽処分費〉		〈配管費〉		〈本体・工事費〉						
県	県	県		個人		市町村	市町村	県	国	
100千円	200千円			204千円		12/30	408千円(超過)	204千円	5/30	10/30
1,020千円										



民主党生活排水適正処理推進 PT（座長：中川治衆議院議員）は、東日本大地震での下水道の被害状況について国土交通省にヒアリングを実施し、下水道の被害状況は、管路 950 km、処理施設 18 箇所が損壊していると発表した。

このうち、仮設沈殿池による簡易処理を実施している処理施設は 13 ヶ所で水質は 100 mg/l を超えており、これら下水道の復旧には、約 3,000 億円から 4,000 億円かかると見られている。

このため、同推進 PT は、震災地の生活排水処理システムの復旧は、下水道の単純な復旧ではなく、長期的な視点に立ち、経済性と維持費の観点から浄化槽を推進していくべきとする案を纏めている。

<環境情報 2011. 6. 11 No.596 より>



【水質汚濁防止法の一部を改正する法律が、平成23年4月1日から施行】

ということで、主な改正の概要をお届けします。

(^^) /

まずは…

① 業者による記録等の改ざんに対し、罰則が創設されました。内容は、測定結果の未記録、虚偽等が含まれます。

★測定結果等の記録類とは…★

水質測定記録表や、試料採取記録、計算結果記録表、測定野帳チャート類、計量証明書等であり、保存期間は3年です。

② 汚水流出事故による水環境の被害拡大を防止する為に、応急処置の実施や、届出を義務付ける対象範囲が拡大されました。

その一例として、汚水の種類として排水規制の対象となっていない有害な物質が、指定物質として 52 物質追加されました。

③ 事業者による自主的な公害防止への取り組みを促進する為に、事業者の責務として、事業活動に伴う汚水又は廃液の放流先を把握すること。さらに汚水の排出を低減するための整備及び維持管理等必要な措置を講じることが必要となりました。

但し、事業者とは特定施設の設置者だけでなく、事業活動を行う者が対象となるので、注意してくださいね。

かなり抜粋した形になっておりますので、詳しいことは環境省のホームページにてご確認ください。

by koizumi



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。



○11条検査

日程1：平成23年7月25日～8月4日
地区：阿波市・吉野川市・美馬市・つるぎ町
督促検査
日程2：平成23年8月5日～8月19日
地区：徳島市・鳴門市・板野郡・名西郡・名東郡

○7条検査

日程1：平成23年7月25日～8月12日
地区：板野郡・名西郡・名東郡
日程2：平成23年8月15日～8月26日
地区：美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町

浄化槽管理士試験のご案内

試験期日：平成23年10月23日(日)
試験地：宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
申込〆切：平成23年7月29日(金)

申請書は6月6日から頒布されていますので、ご希望の方は、(財)日本環境整備教育センターまでお申込み下さい。

浄化槽設備士試験・講習会の受験料が改訂

平成23年度より設備士試験及び講習会の受験料・受講料が改定されました。

<設備士>

試験(受験料)…22,500円(旧23,600円)
講習会(受講料)…86,700円(旧91,000円)

